

6月市議会の報告

山崎陽一議員

財源なき大風呂敷！ 行政の仕事とは思えぬ乱暴な事業

議事録もない 無責任な区画整理審議会

山崎「審議会議事録は2ヶ月で仕上がり、前回、答弁があったが、2期6回（2/22）以降の審議会議事録は出来ているのか？」

参事「5月28日の審議会で審議委員に事務局で用意してあるので、それぞれの内容を確認してくださいと伝えた。用意は出来ていたが、タイミングとして審議会の中で議論が他の部分に行っていたので・・・」

山崎「議事録がないと審議委員も自分の発言や市の発言が分からないので十分な議論が出来ない。また、権利者はどういう形で閲覧できるのか？」

部長「閲覧用は作っていないが、情報公開条例に基づき開示請求があれば、提示できる部分はある」

「反対の会」コメント

審議会で再三、議事録を早く出すようにと言ってきたが、区画整理管理課は無視してきた。ところが、6月市議会の一般質問を意識したのか、5月28日の審議会で一度に2期・第6回（2/22）～第12回（4/28）までの7回分の議事録を確認するようにと唐突に発言。

柴田参事が「用意は出来ていたが、タイミングとして審議会の中で議論が他の部分に行っていた」という答弁は、全くでたらめな言い逃れだ。

山崎「宅盤高のCGは2月に出来、早い機会に公表とのことだったがいつか？」
（5月になっても、審議会に出てきていない）

市長「換地設計2次案の発表に合わせ、示していく考え」

山崎「先行取得地の使用目的を聞く」

市長「1つは権利者の減歩緩和対策。もう一つは第2次案発表後における換地調整の為の用地として活用。地域住民からの要望や将来を見据えての公共施設計画を視野に入れ購入している」

—反対の会コメント—

阿部課長の話によると、合計 32000 m²の土地を先行取得（今迄に土地購入で使ったお金は 38 億円）。50 坪までの宅地を減歩なしとする為の面積及び約 130 坪までの減歩緩和部分の充当面積は 27000 m²で足りる。残った 5000 m²の使い道は定かでない。尚、平均減歩率は変えないとのことだ。全く不可解な事業だ。

山崎「平成15年の事業認可後、先行取得地の12カ所で遺跡試掘調査をしているが、実際に遺跡が出てきて、調査したところはあるか？」

教育部長「調査の結果については閲覧できる。今後は、記録保存するエリアと試掘調査して埋蔵文化財の確認をするエリアと調査をしないエリアの3区分に分けて対応していく」

中根 康雄 議員

中根「換地設計見直し案はいつ権利者に提示されるのか、具体的な日程は？」

市長「審議会で88街区全ての見直しを終了した後に地区全体の総括審議を行った後、可能な限り早い時期に2次案を発表したい」

中根「意見書を出さなかった人には、対応をどのようにしているのか？」

参事「意見書を出していない人も（換地の位置等が）こう変わるなど、審議会で説明し、影響を最小限に抑えるための意見を聞いている」

中根「個人に関わらない、道路公園等の変更箇所も公開できないのか？」

市長「個々人の換地の見直しに伴い位置等に影響が生じることや審議会で審議中なので審議終了後に2次案の全体計画として示していく」

中根「22年度の事務事業予定地の関係権利者との進捗状況は？」

市長「22年度は羽村駅前広場の暫定整備及び、西多摩農協の北側、西側の一部と東側の道路網を整備する予定。」

—反対の会コメント—

住民の合意もないなか、審議会も非公開にして多くのことを知らせず、個別交渉で秘密裏に既成事実をつくっていかうとする羽村市のやり方は、住民を苦しめるだけでなく、必ず破綻する。

市の情報紙「まちなみ」33号について

審議委員が意見を求められたのは位置と形状のみ

市は、提出された意見・要望書を受け、角地を多くするなどの為に区画道路を入れたり公園の位置や面積も大きく変えたとのことだ。

その結果、意見・要望書を出さなかった人も影響を受け、位置や形状が変わってしまうので、審議委員の意見を聞いていると言うが……。

市議会でも問題になったが、審議の資料として重要な議事録もない。また、宅盤(高低差)調査のCGは、6 エリア、全ての審議が終わってから見せたとのことだが、審議する場所ごとに見せなければ道路や隣家との関係が分からず、正確な審議が出来るはずがない。

大きな負担そして街の大改造。しかし、羽村市には関係権利者の財産や人生に大きな負担を掛けるという意識が全くない。

一軒一軒の減歩率や従前従後の評価の差、現在の家屋の状況と換地の関係を見るのが審議委員の仕事だが……

2次案の各画地の減歩率は審議委員の意見を聞いて換地を修正し、道路や公園の面積が確定してから計算するので、今は計算していない。次の段階で審議会に説明するとのことだ。

市は初め、各画地の減歩率を審議会に示さずに2次案を発表するとしていたが、複数の審議委員の意見で、発表前に審議委員に示すと訂正した。今までの羽村市の区画整理はこのようないい加減なやり方で行われていたのか???

尚、「まちなみ」に、「換地は従前地と概ね同程度となるよう定める事を基本とする」とある。しかし、面積が減ったり、家が換地先に入らなかったり、日照が悪化したりする。相変わらず解り難く、詐欺的な言い回しだ。

提出された多くの意見を切り捨て、碁盤の目の道路や大きな負担を押し付ける以上、同意は得られない！

裁判の判決について

(推進の)土地権利者の会への補助金30万円は違法の裁判

「まちなみ」に「土地権利者の会に対する羽村市の補助金支出が適正に執行されていることを認める判決」とあるが、平成15年に土地権利者の会が補助金を審議会選挙に使用した問題は、監査請求までの期間が過ぎていたため「却下」されたもので、中身に踏み込んで審理されていない。

又、この裁判は区画整理の是非や公共性を問うたものではありません。

尚、「申し立て費用は申立人らの負担とする」については、訴えた時に印紙代等で既に支払っており、通常の裁判の手続き上の費用のことです。

その他の裁判について

①原告212名による、「羽村市が(財)東京都新都市建設公社と締結した業務委託契約に基づく一切の公金支出の差し止め裁判」

平成18年2月に最高裁から審理のやり直しを命じられ、差し戻された裁判は昨年(平成21年)12月、原告212名で最高裁に上告しました。

②「仮換地指定の取り消し」訴訟 (弁護士を立てずに行われた裁判です)

「まちなみ」30号(H21,12/25)に「最高裁で却下の決定があり、羽村市の勝訴が確定した」と掲載されました。この判決は仮換地指定の是非が審理されたものではなく、「あなたは仮換地指定処分された当事者(本人)でないため、処分性がないため原告にはなれませんよ」(原告不適格)、という意味の「却下」で仮換地指定が認められたものではありません。

*逆を言えば、仮換地指定に対して、当事者(本人)であれば、誰でも問題を裁判に訴えることが出来るということです。

これからも、「おかしいことは、おかしい」と皆で声をあげていきましょう！

お知らせ 8月22日(日)午後1時～ 専修大学(飯塚)7号館3階731教室にて シンポジウム **ここが変だ！区画整理,再開発-住民発意で「法改正」を考える-** 第1弾

「まちなみもコミュニティも破壊する住民無視のまちこわし」

神屋敷和子と山本志都弁護士も発表します。主催 H20 区画整理・再開発対策全国連絡会議地